

平成29年第1回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成29年1月30日(月)

東洋町議会

余 白

平成29年第1回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開会 平成29年1月30日(月) 午前9時00分宣告
出席議員 (8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
総務課長	生松 克祐 君
住民課長	光本 孔士 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 西岡 尚宏 君 1番 福島 登 君

平成29年第1回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

平成29年1月30日(月) 午前9時00分開議

[日程第1] 会議録署名議員の指名

[日程第2] 会期の決定

[日程第3] 議案第1号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

平成29年第1回東洋町議会臨時会 平成29年1月30日 月曜日
議事のでんまつ

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより平成29年第1回東洋町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>(開会時間:午前9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として補正予算1件であります。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は議会会議規則第126条の規定により、8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>みなさま、おはようございます。</p> <p>平成29年第1回臨時会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>本日、午前8時50分に議会運営委員会を開催し、本臨時会の</p>

<p>議長</p>	<p>会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとする。</p> <p>また、議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。</p> <p>また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。</p> <p>次に、反問権を導入するものとし、質疑に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑回数及び時間は含めないものとする。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p> <p>日程第3、議案第1号、平成28年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p>
<p>町長</p>	

	<p>おはようございます。</p> <p>本日、平成29年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員のみなさまには何かとご多忙のところ全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。提出案件は、一般会計補正予算1件のみでございます。</p> <p>それでは、早速でございますが、ご提案を申し上げます。</p> <p>議案第1号、平成29年となっておりますが、プリントミスでございます。平成28年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年1月30日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ1903万2千円を追加をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ30億5550万円とするものでございます。</p> <p>歳入では、寄附金、繰入金を計上しております。</p> <p>歳出では、ふるさとづくり基金積立金、ふるさと納税にかかる返礼金等に要する経費などを計上いたしております。</p> <p>民生費では、児童手当、返還金などを計上いたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、私から議案第1号について、ご説明いたします。予算</p>

<p>議長</p>	<p>書の1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、提出者の説明が終わりました。</p> <p>これより、日程第3、議案第1号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、質疑を行います。</p> <p>まず、質疑について、本議案で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。</p> <p>その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止します。</p> <p>次に、反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言のうえ、挙手願います。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先ほども言いかけましたが、はっきり言いまして、この資料はここに入場して机の上に並んだのを今、説明していただきました。</p> <p>まったくね、これは把握するのになかなかしっかりした把握ができていません。そのうえで質問させてもらいますが、寄附金額は7500万円を予定している、そして、そのうち積立金が23.7パーセント</p>

の1780万円、それから返礼品として73.33パーセントの5500万円を予定していると、こういうことでございますね。

そして、郵便料金、その他の経費として71万4974円と0.95パーセント、これはそれからシステム使用料として2パーセント150万、こう計上されておりますね。

どういたしますか、町活性化ということについては、うちはこの73.33パーセントの返礼品にあてるということは、良いことだと思っておりますが、23.73パーセントの町積立金が余りにも少ないのではないかと、これは他町にも色々問題点があるようです。50パーセント、60パーセント、あるいは70パーセントのところもあるようでございますが、東洋町という、こういう今、非常に厳しい状況の財政の中ではね、これは多分、その寄付者も了解賞えると思っておりますが、どうでしょう、60パーセントくらいに落としてもらうというような方策は取れないのでしょうかね。この減額はできないか、すべきではないか、こういうことをお聞きしたいと思っております。

それから、納税申請書は早く出さなければいけない、大体普通は2週間から1ヶ月くらいで出しているようでございますが、ワンストップの申請書というのがあるらしいですね、手続きが。これをやれば即申請書をする必要はないと、こう聞いておりますが、そういう仕組みを通知なんかは寄付者に対して行っておりますか。それを聞きたいと思っております。

それから、何点かお聞きしますが、私は、この資料を知らなかったものでちょっと自分なりに作ってきましたが、ちょっと重複します。人数は聞きましたんでそれを除けまして、1つだけ、町出身者、今現在納税、寄付されている方の人数の中でですね、町出身者と町以外の方の割り振りはしておりますか。しておれば各人数をお聞き

	<p>したいと思います。</p> <p>それからですね、返礼品の一覧表は作っておられますか。そちらでは作っておるとは思いますけれども、我々議会にも住民さんにもまったく、7業者という業者数は今言われましたが、どのようなものが返礼品として戻されておるか、そういうことは全く我々分かりません。こういうことはやはり</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員、ちょっと待つてよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長、何ですか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、議長。一問一答方式やなかったんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解、はい分かりました。</p> <p>それでは、人数のところまでで一問とさせていただきます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。

まず 1 つ目、積立金が23パーセントということで、少ないのではないかとごさいます。これにつきましては、本町で逆算をしております。

例えばですね、返礼品の品物に対してですね、30パーセント上乗せしたものを寄附金額としてインターネットに掲示をしております。全国で寄附者の方が品物と寄付額を見るとですね、その品物に対して寄附金額の総額があまり高いと寄附してくれないということがごさいます。例えば、ポンカン10キロ7千円とした場合に、30パーセント上乗せしますので、大体約1万円くらい寄附金として募る訳なんですけれども、例えばその30パーセントの割合をですね、50パーセント、60パーセント、70パーセントと仮に上乗せした場合にですね、そのポンカンの品物に対する寄附金の合計額はどんどん上がっていきます。ので、そうなると他のふるさとチョイスの同じような品物と見比べられてですね、なかなか寄附してくれないというところごさいます。ですので、本町の場合は返礼品が一体いくらなんですかと業者に問い合わせをしまして、それに対する30パーセントを上乗せしております。できるだけ、その30パーセントを縮めることによって、他の自治体の同じような返礼品の寄附金額と比べて東洋町に寄附をしていただけるような感覚で寄附金額を下げしております。ですので、積立金が現在23パーセントということになっております。

次に、60パーセントに軽減してくれないかという話ですが、先ほどご説明いたしました品物が大体いくらなんですかというところから30パーセント上乗せしてますので、そこを60パーセントにするとな

るとですね、またその品物の数を落としたり、数量を落としたり、品物を安く仕入れたりというような形で落とすことはできるんですけども、どちらにしろ30パーセント上乘せした金額にした分で寄附金合計額になりますので、同じことになります。ですので、積立金をたくさん積み立てようとした場合には、その30パーセントの部分をさらに膨らませていくという方法でしかありません。

次に、受領証明書につきましては、言われました確定申告しなくても良いという制度もございます。これは、全国一律同じでございます。寄附者の方はそれぞれご存じでございます。

受領証明書というのは、確定申告するかしないかは関係なく寄附金いただきましたよという証明書を送らなければなりませんので、これはいた仕方ない経費でございます。

それと町出身者ということでございますが、6千件来てまして、住所を見ますと全国津々浦々の名前があるんですが、誰が町出身者かというのは検討が付きません。件数多くて住所名前を見ても分かりませんので、以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう説明をいただきました。

上限として70パーセント確保しておいて、それなりにそれに合わせていくと、こういうことで説明を受けたと受け止めてよろしいでしょうか。そうであればですね、仮にポンカンが5千円であれば、あと2千円ということについては他の品種でもかまんわけですよ。品目

でもね。そういうことでやはり60パーセントという上限にしておいても、私は何も問題ないと思うんですよ。70パーセント、パーセントによってよそから言われるよりもこちらへ来るというのではなくて、60パーセントということ東洋町規定で決めておいて、それにポンカンなり何なりその金額内の中で色々なものを詰め合わせていくと、こういう方式を取らんといかんと思いますが、これは今後の課題としておいていただきたいと思います。

それから、町出身者、町外者の何は調べていないと、別々にはしていないと、こう言われました。どう言いますかね、本来はこの寄附金の本来の目的は、町出身者といいますが、関係者がその自分たちのふるさとに納税するというのが、これは建前やったんです、一番最初はね。そういう意味からも私は、自分たちの生まれた町に何かやはりしていこうという、貢献していこうという方がおるのではないかと、そういう方を一応認識といいますが、知りたいなと。どれくらいの方が送っているのかなというのを知りたいということがあったので、お聞きしました。

今後、この返礼品を送ってお礼する時にですね、いろいろとアンケートなりというのを入れておいたらどうかなと思うんですよ。どういふことで東洋町のことを知られましたかとか、あるいは、東洋町出身の方でございましょうかというような関係がありますでしょうかというようなね、そういうアンケートも入れておくべきだと思います。これも今後の課題として検討していただきたいと思います。

それから、次の2つ目の質疑いたしますが、返礼品の一覧表は作っているのかという質疑でございます。

これは、先ほど7業者に委託といいますか、しているとこう言われましたが、海産物はだいたい知っております。海産物の中でもです

<p>議長</p>	<p>ね、東洋町の場合は貝類がないんですよね。あとは生物か、干物とかというのに限られてくると思うんです。が、そういう意味でその品目でちょっと分かっておれば粗の品目を公表していただきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>返礼品の品物の内容につきましては、6月から実施しまして、アワビを掲載いたしました。それから、伊勢エビ、魚、ノドグロとか金目とかいうものを掲載しております。</p> <p>また、野菜、野菜につきましては、詰め合わせセットということで、キュウリとかトマトとか、色んな種類を入れてセットにしたものを返礼品としております。</p> <p>そして、タビエビ、今の時期ですとポンカン、それと一部米とポンカン、備長炭を飲み物を混ぜる棒なんかもありますし、米なんかもございます。様々なものを業者さんが工夫して、このふるさとチョイスを利用していただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう説明受けました。</p> <p>これはもうひとつ、仕組みをまず聞いておいくのを忘れてましたが、お聞きします。</p> <p>これはどうですか、そういうものを網羅したものをインターネットで公開しておいて、それから寄附者から、これとこれとという指定を受けて送るようにしているんですか。それ1点お聞きします。</p> <p>それとも、もうこちらが金額に応じてその時その時の品物を選別して送っているのでしょうか、お聞きしたいと思います。</p> <p>先ほど備長炭と言われましたね、備長炭というのは、確かにこれは土佐の特産品としてですね、東洋町の特産品としてこれは良いものだと思います。しかしこれはですね、使う方がやはりそういう設備を持っていなければね、いろりとか、あるいはまた焼くときのそういうものを持っていなければ意味がないわけです。こういう意味からもやはり相手の意向を聞いたうえでやっているのか、お聞きしたいと思います。それからですね、返礼品と</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員、一問一答方式でやりよるきね、そこで終わって。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長

(松延 宏幸町長)

ふるさと納税の主旨はですね、ふるさとに例えば東洋町なり、海陽町なり何らかの形のもので寄附をするというのが本来目的で、返礼品目的ではいけないということで、総務省からも派手な返礼品競争をしないというような通達も出ているところでございます。

が、全国の自治体もですね、このふるさとチョイスという方法でやっている関係で、本町もこの6月から本格的にインターネットを活用しだしたと、まだ半年ということでございますので、いろいろなご提案につきましても、検討していったさらに拡充していくという方向でおります。

先ほどからのご質問の中にも、純粋なふるさと納税、この一覧表の中にもですね、寄附件数、ふるさとチョイスを利用した方が6千人以上、後の10件というのがですね、これまでの町に何らかの関係のある方、町出身者の方、10件ということは、この252万が入っておりますので、単純に計算しても一人25万というように、約、倍してくれている方もおりますが、そういう関係者の方もおります。

このインターネットを活用したふるさとチョイスでは、北海道から沖縄まで全国から来るわけでございますので、氏名がはっきり分かるような方もおります。町内出身の方で。そういった方もおりますが、これをさび分けをしているということにはなってはおりません。

それと、この割合のこともございますが、町だけが積立金として残すという方法もあるわけですが、あとの7割以上が地元を経費として落ちるということでございますので、ここをあまり町だけが取るということではなくてですね、地元の業者に落ちるという方が大事ではないかなというふうに考えております。

それと、この返礼品の選び方というんですが、これは業者の方が

	<p>いろいろ工夫をしてですね、こういったものをインターネットに掲載すると。で、選ぶのはあくまでも寄附者でございまして、こちらがこれを適当にやっているということではございません。寄附者の方が選択をすると、そこ魅力がなければ、例えば備長炭がいなければ当然チョイスをしないわけですので、チョイスをするということは、それが欲しいということでございます。</p> <p>ですので、工夫をすればするほど選んでいただけると、まあそういう競争というようなことにもなっているので、総務省の方はですね、過当競争にならないようにという通達が出ているというのが、このふるさとチョイスの実態ということになっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>3番、高畠俊彦君。</p> <p>3回やりましたから、あなたはもう終わりです。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、次の質問よ。うちは何点かと言いつたやろ。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>何点か言うても、あなたの質問回数3回は終わりました。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1つの質問で3回までかまんのでしょ。</p>
議長	
7番議員	
議長	
7番議員	

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>補正予算に対して3回やったでしょ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>通告もできなかったでしょ、今日は。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>補正予算に対して3回質問を行いました。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、3つの大きいくりの質問をしているんです。</p> <p>全部1番から4番までを言おうとしたんですが、一問一答やというから</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ちょっと待ってください。休憩します。</p> <p>(休憩時間:9時41分)</p> <p>質問回数について確認</p> <p>10時まで議運を開きたいと思います、緊急的な。</p> <p>議会運営委員会にて質問回数の確認。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:10時00分)</p>

<p>議会運営委員長</p>	<p>議会運営委員会で協議をいたしましたので、議会運営委員長から報告をお願いします。</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>先ほどの件で、議会運営委員会からの報告をいたします。</p> <p>今回は、通告制をとっておりませんでしたので、議長と田島議員の行き違いで、田島議員は4つの質疑を用意しておりましたが、議長は1つの質疑として取り扱ったことが原因でありました。</p> <p>これまでどおり、1つの質疑に対して3回まで質疑できますので、引き続き田島議員からの質疑を行うように決定しました。</p> <p>以上です。報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>大変お騒がせいたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>その2つ目の質問の中で、最後に1つだけお聞きしておきたいと思います。町長は地元に着るといいますか、お金がこうして73パーセント、これは非常に良いことだと、私もそう思っております。町だけが儲けて良いというものではないというのも分かっております。その上です、もう少しこの割合を低くしていただきたいという質疑でございました。今後、また検討をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、1つ気になったのはですね、海産物あるいは野菜、みかん類等は出ておりましたけれども、製品はほとんどないんですね。東洋町には、お菓子とかまんじゅうとか色々その製品もありま</p>

<p>議長</p>	<p>すが、そういうものは今後、入れるという考えはございませんでしょうか。お聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>当然ですね、返礼品の種類を増やしていければ良いわけございまして、取り扱っていただく業者もですね、町内の方が増えていければ良いというふうに思っておりますので、いろんな方に接触をしているという段階でございますが、まだそこまで理解が進んでいないという状況もあります。</p> <p>ポンカン農家でも、まだ検討中というということも聞いておりますので、これから執行部としても努力をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p> <p>7番議員</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番目の質疑に入ります。</p> <p>業者に対しては登録制をとっておるということをお聞きしました。広報のチラシ等で公募したようでございます。そういうこととお聞きしますが、例えばですね、ポンカンは今年から JA でセンサー選別を始めて甲浦ポンカンの名称は消えると聞いております。</p> <p>甲浦ポンカンとして返礼するには、個人農家から購入しなければ</p>

	<p>いけないということになります。また、海産物も業者が数業者いると思いますが、その方たちをどのように偏らないように海産物という要請が寄附者からあった時にはそれの中から選ぶと思いますが、選ぶときにですね、1つの業者に偏らないような仕組みはどのようにしておられるのでしょうか。公平発注の仕組みをお聞きしたいと思います。3つ目の質疑です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。 品物を偏らないように寄附者が選ぶということの件につきましてはですね、ホームページを見ていただければ一番分かりやすいんですけども、ある A 社さんが、例えば金目を扱っておりますと、何匹入って、いくら寄附金をいただければ、寄附金に対する品物はこれですよというように、1つ1つ商品に寄附金の総額を載せております。 ですので、その品物を見て、その寄附金額を見てですね、この返礼品で寄附したいというようなことがあればですね、インターネット上にあるボタンを押すと、その品物1つに対してボタンがありますので、押すというような形になっておりますので、重複するとか、ポンカンなんかはございますけれども、そこの A 社に対するポンカン、B 社に対するポンカンと、1つ1つ品物と寄附金額を載せておりますので、そこは寄附者に選んでいただくというような形になります。 ですので、業者さんもその品物に寄附していただきたいというよう</p>

	<p>な工夫をしております、写真なんか魅力のあるような写真の写し方をしてですね、少しでも自分の品物を押し上げていただくような努力はしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番目の質疑の2つ目の質疑をさせていただきます。</p> <p>例えばですね、今回7500万円のトータル計上されます補正ができたんですが、今後これをですね、よそのように5億円、あるいはまた10億円というような大きな目標に向かってね、東洋町も努力せんといかんと思うんですよ。こういう、減多にない、今チャンスですからね。</p> <p>町長に、またお聞きしますが、考えがあればお聞きしたい。この寄附金をですね、今後5億、10億と上げていくために東洋町として、町長としてどのような考えをしておられるのか、上げていくための方策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>当然ですね、これ寄附金額が増えていくというのはありがたい話といえますか、執行部も努力はしていかなければなりません。</p>

	<p>奈半利町も昨日、今日始まったわけではなくて、5年も6年もかかって今の状況になっているというふうに聞いております。</p> <p>本町も6ヶ月あまりでございますので、返礼品あるいは経費がどれくらいかかるのかというようなことも試行錯誤しながらやっている段階でございます。</p> <p>が、ご指摘のように返礼品が魅力のあるものを開発していかなければいかんということも十分分かっておりますので、これからですね、いろんな業者の方々、あるいは今第一回目の公募をかけた段階でございますので、これは扱い業者がどれくらい増えていくかということも努力していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そのことはよく分かっております。具体的にどうするかとお聞きしたいんですよ。これは公募しても良いと思ひます。そういうアイデアはね、住民さんにあるいはまたよそからでも構ひません。あるいはまたよその前例、事例をですね、もっと勉強して東洋町としてこういうことをする、そのためにはこうしていく、ああしていくということはもしお考えであればもう一度お聞きしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>何度も申し上げますが、ふるさとチョイス、これはもう始めて半年という段階でございますので、いろいろご提言もいただければと思いますが、先ほどのですね70パーセント、あるいは60パーセントというような話もございますが、そういったことも含めて検討して行かなければならないと、あるいは取扱い業者にもですね、執行部側が強制するものではございませんので、いろいろ工夫はやはり選んでいただければよい品物に取り組んでいただきたいというふうにも思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>最後の4番目の質疑に入ります。</p> <p>発送についてお聞きしたいと思います。一品種であれば、一業者で梱包してから発送するようになると思うんですけども、一品種でなく詰め合わせすると、あるいはまた多数の品種を詰め合わせるといような場合はですね、これはどこで梱包しているのでしょうか。</p> <p>これは、そういう梱包所があって行っているのでしょうか、お聞きしたいと思います。その最終チェックはどこが行うんですか。業者が数社に渡る場合にはどこがそのチェックをしておられるのか、品質のチェックをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>総務課長</p>	<p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>発送についてでございますが、その品物1つ1つ送っております。</p> <p>例えばポンカンであれば、ポンカン1つに取扱っている業者さんが直接寄附者様に対して送ります。届かない場合はですね、当然、寄附者から電話なり、メールなりかかってくる。で、詰め合わせセットと申しましたけれども、その一業者さんがですね、いろんな野菜を詰め合わせて寄附金額いくらですというような品物、ひとつのまとめた品物としてインターネット上に載せておりますので、野菜とかを詰め合わせたものをですね、その取扱っている業者さんが全国の寄附者の方に発送をしていただいておりますという状況でございます。</p> <p>当然ながら、魚やみかんであれば鮮度なんですからけれども、例えば傷んでいたり、寄附者にとってちょっとこれは品物どうなんですかというようなクレームも来ます。そういった場合もですね、その業者さんがすべて対応していただいて、再発送するなりしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>発送費、郵便料込みでですね220万かかっておりますね。これは案外大きい金額になっておりますが、この1品ずつ、仮にそれが</p>

	<p>2品送る人、あるいは3品送る時でもあればですね、1つにまとめた方が経費が安くなるんじゃないかと、こう思うんですがいかがでしょうか。</p> <p>それから、確かに、これは品質に苦情があった、あるいはそういう問題については業者が対応していると、こういうことは以前にも聞きました。しかしですね、町が返礼するわけですからね、町が受けた寄附金に対する返礼品ですから、業者の責任はもちろんあります、発送責任はありますが、問題が起こった時の最終責任は町にあるんじゃないですか。その時の町の責任というのはどう考えておられるんでしょうかね。それを1点お聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>郵送につきましては、まず、この歳出にある郵便料金につきましてはですね、業者の郵送料ではなくて、役場が出す受領証明書に対する郵送料のみとなっております。</p> <p>ですので、業者の郵送料につきましては、その70パーセントの中に含めております。ですので、70パーセントの計算式の内訳につきましては、品物代、箱、鮮魚であれば発泡スチロールの箱とか用意しなければいけませんので、その箱代、それと発送料、これにつきましては、寄附者が全国にありまして、そこへ発送するののかというのは様々な県がございまして、そこに対する発送料も違います。遠ければ遠いほど発送料も高いので、一律に大体平均でその品物に対</p>

する送料はいくらかというのも算出していただいて、その70パーセントの中に含めております。

さらに、プラス本町の場合は15パーセントを手数料としてお支払いをしております。これはどういうものかといいますと、例えば品物に対するクレームが来た場合にはその業者さんが自ら自腹で発送しなければならないことにもなりますし、全国のインターネット上で募っておりますので、発送する前の連絡をですね、メールなり、電話なり、ファックスなりでしなければいけないというサービスもしております。また、発送したあとにですね、メールなり、電話なり、ファックスなりで送りましたよというようなサービスもしなければ、今のニーズには、対応できないということになっておりますので、そこに連絡するだけでもかなりの事務があります。そういった意味を含めまして15パーセントの手数料を加算したもの、それが全部合わせてですね、70パーセントの中に含めて業者さんにしていただいております。

そして、町の責任ということでございますが、特に鮮魚なんかはですね、鮮度を保って送らなければクレームも来ます。そのノウハウというのは、うちの町には持ち合わせておりません、まったく。冷蔵庫設備もなければ色々な設備もございませんので、業者にお任せするしかございません。そういったところも含めた15パーセントということになります。そこで業者さんは責任を持って連絡とか、品物を鮮度の良いものを送っていただくとかいうような体制をとっております。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

議長

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3回目の最後の質疑でございます。</p> <p>現在までに、苦情が、これは町に苦情が来るんですね。町の名前で送るんですから、町へ来るんですよね。これ1点お聞きしたいと思います。</p> <p>それから、その苦情は何件来ていますか、件数をお聞きしたいと思います。そして、その対応は、町からその業者にこういう苦情が来たから、これを取り替えろとか、あるいはまた別のものを送れとかいう指示は町が行うんですか。その費用はどちらが持つんでしょうか。このことをお聞きして終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>まず、クレーム、苦情が何件来ておるかということでございますが、すみません、少し把握しておりませんが、6200件来てますが、クレームはほんまに少ないです。私が把握しただけでも10件もないくらいの感覚でございます。感覚でしかちょっとものが言えませんが、非常に少ないです。その分担当と業者さんが努力して、責任を持って物の鮮度を保って送っていただいているということでございます。</p> <p>また、苦情に対する対応でございますが、そのクレームも様々ございます。例えば、品物が悪いとですね、業者さんがどのような品</p>

物を送ったのかという内容にもなりますし、業者さんの責任でクレームが来たという場合じゃない場合もあります。例えば、発送日を指定する場合にですね、発送日に着いたけれども本人が不在だったとかというのもございますし、クレームの内容にもよっては様々でございます。

ですので、町の責任において、町が発送の一覧表をお渡ししますが、いろんな家庭においてですね、町の責任においてその発送が何か具合が悪くなったということになった場合はですね、それは役場が責任をもって費用を出します。ですので、再発送した時の費用なんかも役場が出します。

しかしながら、業者の責任、例えば何か異物が入っていたとかですね、品物が腐っていたとかいうような業者の責任においてはですね、その15パーセントの中で行ってくださいよということの意味でその手数料というのはその意味も含んでおります。その15パーセントの中でしていただきたいという体制をとっております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、2つほど質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、一番上であります、先ほどの執行部の説明では返礼品取扱いは7社と言われましたが、100パーセント東洋町の産出物であるのでしょうか。まず一問目をお伺いします。

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、高畠議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>返礼品が100パーセント町の産物ということでございますが、このふるさとチョイスを始めるに当たってですね、これが非常に頭を悩ませたところでございまして、例えば、お魚を取扱っている業者様がですね、すべてが野根漁協、甲浦漁協で取れたものを送れるかといいますと、品物の確保ができない場合がございます。</p> <p>それと加工品なんかですね、どうしても東洋町にはない原材料というのがあります。例えば、あんこを作るなんかでは、小豆を北海道から取るというようなことになると思います。そういったもので、100パーセント町内の産物かというところではございませんで、魚屋さんなんかは、近隣の港なんかで仕入れたりする場合、例えば隣の室戸とか徳島県の海部とかいうことになります。加工品なんかは、全国からの原材料を仕入れることになって加工します。</p> <p>ですので、鮮魚については少々仕入れ先は近隣であれば良いということにしておりますし、加工品なんかもその東洋町で加工して、それが品物となればですね、東洋町の品物として取り扱っております。</p> <p>しかしながら、例えば、野菜がですね、大根を宍喰の畑から取ってきてですね、畑いっぱい作ってですね、これは東洋町で作ったものですよとそれを大量に流すというようなことはやめていただきたいと。あからさまに、それは町外のもので、その範囲の制限と</p>

	<p>なるとですね、隣であろうが、徳島県の市内であろうが、大阪でもどこからでも取り寄せることができますので、ただ単に横流しするようなことはやめていただきたいというようなことは業者さんに説明をしております。最終的には外国の品物まで仕入れるということも可能になりますので、以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 3番、高畠俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高畠 俊彦議員) それでは、それに対する再問をいたします。 品物に関してはよく分かりました。当然、そういうような形をとらなければ、東洋町の産出物だけでは間に合わんということにはよく分かりました。再問でありますけれど、その現在取り扱っている7社というのは、すべて東洋町の業者さんであるのでしょうか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) 高畠議員の質疑にお答えいたします。 そのとおりでございます。 以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 3番、高畠俊彦君。</p>

3番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>それでは、2問目の質問に入らせていただきます。</p> <p>返礼品はどのような質問がよく出ているのか、議員としても知っておく必要があります。28年度終わった時点で、種類ごとに返礼金額を教えてくださいなのですが、いかがなものでしょうか。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、高畠議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>28年度を集計すれば可能でございますので、集計次第、また資料はご提示したいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高畠俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>それでは、どうもありがとうございました。</p> <p>これで私の質問は終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。1番、福島登君。</p>

<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>私からは、大きく2問質問させていただきます。</p> <p>まず、今回の補正予算、嬉しい悲鳴でふるさとチョイスが軌道に乗っていくことを議員の1人として祈っております。</p> <p>1つ目の質問です。歳入11ページですね、見ていただいて、この大きな現状ということで表にもありますように、1月、2月、3月と大きく伸びていくような見込みにしております。また、このふるさとチョイスですね、総務課1名の方が一生懸命やって、これだけ伸びたらやりがいもあると思いますが、他の課員の方も事務的にも補助しておると思いますが、これだけの伸びについての人件費の追加予算というのが出てないようですが、そのことについて、まずお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>人件費ということで、それは兼務といいますかね、今、1名の専任の方を置いておりますが、課員あるいは他の職員も含めて忙しい時期には手伝っていただいているという状況です。他町村の例えば奈半利町であればですね、何人もの臨時職員も雇用しているということになっております。</p> <p>が、これ以上何万件も増えてきたらですね、封筒詰めだけでもなかなかという事態も想定されますので、その時には雇用に繋がるような体制をとっていきたいというふうに考えております。</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>最初ですね、返礼品の中身までは議論にならんということで考えていっていませんでしたが、すでに、この議会の中で返礼品の中身について議論が俎上にのりましたので、私から1つ返礼品についてちょっと質問したいと思います。</p> <p>全国でですね、返礼品の中に、すでに体験型の返礼品を追加する自治体が多く出ております。東洋町でもですね、東部博の際に体験観光ということで、何個かのプログラムを作りました。</p> <p>この際ですね、返礼品今は、加工品や生産品に限って、当然町内の活性化が十分行き届くようにということで町長の答弁もありましたが、今後はですね、体験型の返礼品を行うようなお考えがないかということをお聞きをします。</p> <p>その中にはサーフィンの体験とか、SUP の体験とか、もの作り体験とか色々東部博であったと思います。そのあたりも含めて当然、やる方の方が一生懸命やって、これどうですかということで執行部の方に申し出てくることではと思うんですが、町執行部からもですね、こういう体験はありませんかという呼びかけもしながらやっていくという案はございませんか。それをお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>今、このふるさと納税の返礼品ということで取組んでおりますが、これが一応ですね、返礼品といっても目的が今のところ品物ということに期待をして寄附者がチョイスするということですので、その商品の中にそのような体験型のプログラムが寄附の対象になるのかどうかということのご質問と思いますが、当然、そういったことが商品としてですね、利用価値があるということであればそういったことにも取組んでいきたいと思っておりますが、これも当然ですね、町内の取扱い業者との信頼関係といいますか、そういったことも検討しなければならないということですので、当然、返礼品の品物だけではないということの宣伝ですね、そういったことにも執行部としても取組んでいきたいと考えております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>ぜひですね、体験型観光、他市町村では進んでおりますので、交流人口の拡大も踏まえてですね、今後十分に検討をしていただきたいと思えます。私の質問はこれで終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号、平成28年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第1回東洋町議会臨時会を閉会します。
どうもお疲れ様でした。これで、議会放送を終了いたします。

(散会時間:10時35分)